（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号を削る。

別紙様式第一号第一面中「㊞」を削り、同面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第２面記載上の注意４．中「括弧書き」を「括弧書」に改め、同記載上の注意５．及び同様式第３面記載上の注意１．中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第二号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意２．を次のように改める。

２．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第七号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意１．中「婚姻前の氏名」を「氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、同記載上の注意２．中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名を括弧書き」を「旧氏及び名を括弧書」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十七条第一項第三号ロ及び第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「㊞」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．不要な字句は消して使用すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第２面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．「受理番号」は、新計画届出書を提出する場合に、前に提出した業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。

２．「届出の区分」は、該当するものに○印を付けること。

３．「商号」は、特定目的会社登記簿上の商号を記載すること。

４．「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で併せて記載することができる。

５．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

６．「営業所」とは、資産の流動化に係る業務を営む者が一定の場所で当該業務の全部又は一部を継続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分して、主たる営業所から順に名称、所在地等を記載すること。

⑴　主たる営業所とは、特定目的会社登記簿上の本店をいう。

⑵　従たる営業所とは、支店又は出張所その他の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

７．「会計参与設置会社」は、会計参与設置会社である場合に、□にレ印を付けること。

８．「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第２条に規定する使用人をいう。

９．営業所、取締役及び監査役、会計参与並びに使用人について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

別紙様式第一号第３面記載上の注意中５．を６．とし、２．から４．までを１ずつ繰り下げ、１．の次に次のように加える。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「商号、氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第４面記載上の注意中２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「取締役及び監査役の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号の二中「㊞」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意中４．を削り、３．を４．とし、２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号中「㊞」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号１．記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．保有する特定出資の金額の多い順序に従い５名（法人を含む。）について記載すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。